

三重県医師確保計画における 「産科・小児科における医師確保計画」の策定について（素案）

平成 30 年 7 月に「医療法及び医師法の一部を改正する法律」が施行され、都道府県における医師確保対策が強化された。県は改正医療法に基づき、医師の地域偏在の解消等による地域の医療提供体制の整備を目的として、医療計画の一部として「三重県医師確保計画」を策定する。

なお、産科・小児科については、政策医療の観点、長時間労働となる傾向などがあり、医師確保対策の必要性が高いことから、国のガイドラインに基づき、医師確保計画の中に、産科・小児科に限定した医師確保計画を定める。

1 産科・小児科における医師偏在指標及び相対的医師少数区域等の設定

- ① 国が算定する産科及び小児科の医師偏在指標に基づき、下位 33.3%に該当する医療圏を「相対的医師少数都道府県」・「相対的医師少数区域」として設定する。
- ② 相対的医師多数都道府県、多数区域の設定は行わない。

2 圏域の設定

- ① 本県は、第 7 次三重県医療計画において、二次医療圏を超えたゾーン体制を設定しており、このゾーン体制を基本に計画を策定する。
- ② 周産期医療のゾーンを「周産期医療圏」、小児医療のゾーンを「小児医療圏」と呼称する。

3 産科・小児科における医師確保計画の策定

(1) 産科・小児科における医師確保計画の考え方

- ① 計画は、産科・小児科のそれぞれについて、ゾーン体制を踏まえて定める。
- ② 計画は、3 年(2019 年度中に作成される医保計画については 4 年)ごとに見直す。

(2) 産科・小児科における医師確保の方針

- ① 県全体
県全体では、産科医師及び小児科医師の総数確保を基本方針とする。
- ② 相対的医師少数区域（産科：該当なし、小児科：北勢）
医療圏を越えたゾーン体制による連携により、産科・小児科医師の地域偏在の解消を図る。あわせて、地域枠や医師修学資金貸与者の医師派遣調整を行う。
- ③ 相対的医師少数区域以外の区域
(産科：全二次医療圏、小児科：中勢伊賀、南勢志摩、東紀州)
相対的医師少数区域以外であっても、産科医師・小児科医師が不足している可能性があることを踏まえ、医師の確保を図ることを基本方針とする。
- ④ 個別に検討すべき事項
 - 患者の重症度、新生児医療について
周産期母子医療センター、小児中核病院、小児地域医療センター、特定機能病院等は、より高度又は専門的な医療の提供を担っており、医師偏在指標では反映できない医師の需要が見込まれるため、これらを踏まえた医師確保を行う必要がある。
- ⑤ 目標年度について

産科・小児科の医師偏在指標は、暫定的指標であり将来推計は行われなため、ガイドラインに基づき、計画終了時点（2023年度）を目標に医師偏在対策を講じる。

（3）産科・小児科における偏在対策基準医師数

- ① 産科・小児科における医師偏在指標が、下位33.3%に達することとなる医師数を「偏在対策基準医師数」として示す。
- ② 偏在対策基準医師数は、厚生労働省において、医師偏在指標が下位33.3%に達する医師数を機械的に算出した数値であるため、目標医師数（確保すべき医師数の目標）とはしない。

（4）産科・小児科における偏在対策基準医師数を踏まえた施策

- ① 二次医療圏を超えたゾーン体制の連携の維持・推進
- ② 医師が不足する地域への医師の派遣調整（地域枠、医師修学資金貸与者等）
- ③ 地域枠・医師修学資金貸与者におけるキャリア形成プログラムの策定・運用
- ④ 医学生に対する診療科の情報発信
- ⑤ 地域医療介護総合確保基金の活用

4 策定の進め方

産科・小児科における医師確保計画については、医療審議会周産期医療部会や小児医療懇話会において協議を進め、医師確保計画全体については、地域医療対策協議会で協議を行ったうえで医療審議会において審議する。

5 策定体制

医師確保計画全体	医療審議会
	地域医療対策協議会
医師確保計画（医師偏在対策）	地域医療対策協議会
	地域医療対策協議会医師派遣検討部会
産科・小児科における 医師確保計画	医療審議会周産期医療部会
	小児医療懇話会

【主な策定スケジュール】

- | | |
|----------|---|
| 令和元年9月 | 地域医療対策協議会の開催（計画の考え方を説明） |
| 令和元年10月 | 計画の考え方を県議会医療保健子ども福祉病院常任委員会で説明
<u>周産期医療部会の開催（素案の協議）</u>
<u>小児医療懇話会の開催（素案の協議）</u> |
| 令和元年11月 | 地域医療対策協議会の開催（中間案の協議） |
| 令和元年12月 | 計画（中間案）を県議会医療保健子ども福祉病院常任委員会で説明
医療審議会の開催（中間案の協議） |
| 令和2年2月 | 地域医療対策協議会の開催（最終案の協議）
<u>周産期医療部会の開催（最終案の協議）</u>
<u>小児医療懇話会の開催（最終案の協議）</u> |
| 令和2年3月 | 計画（最終案）を県議会医療保健子ども福祉病院常任委員会で説明 |
| 令和2年3月下旬 | 医療審議会の開催（最終案の諮問・答申） |